

市第119号議案

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（報酬の額及び支給方法）

第16条 消防団員に対し、別表に定める額の年額報酬及び出勤報酬を支給する。

2 年額報酬は、年度ごとに支給するものとし、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて月割により計算した額を支給する。

(1) 年度の中途において、新たに消防団員となり、若しくはその職を退いた場合又は勤務しない期間がある場合

(2) 年度の中途において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

3 出勤報酬は、各年度の4月分から9月分まで及び10月分から3月分までの期間の実績に応じて支給する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第16条第1項）

1 年額報酬

階 級	報 酬 の 額
団 長	年額 19,000円
副 団 長	年額 16,000円
分 団 長	年額 12,000円
副分団長	年額 10,000円
部 長	年額 9,000円
班 長	年額 8,000円
団 員	年額 7,000円

2 出動報酬

種 別	報 酬 の 額
水火災等の防御活動に従事したとき。	1回につき 3,400円
消防訓練、防災指導等の職務に従事したとき。	1回につき 2,400円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提 案 理 由

消防団員に対して報酬を支給するため、横浜市消防団員の定員、
任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正したいので提案する

。